



独立行政法人国立病院機構
東佐賀病院

入院の手引き

(療養介護サービス)

当院の療養介護サービスは、18歳以上の方で、身体的・知的障害が重複し、かつ、それぞれの障害が重度で、障害支援区分が5または6の方が対象です。

必要な手続きについて説明しておりますので、ご一読いただき、お手続きをお願いいたします。

必要な手続き

1. 障害福祉サービス受給者証の申請
2. 成年後見人の申し立て
3. 病院との契約、個別支援計画のご説明
4. 入院時に必要なもの
5. 入院費とのお支払いについて
6. 医療費助成制度について
7. 食事療養費の標準負担額減額認定証の申請（該当する方）
8. その他

1. 障害福祉サービス受給者証の申請

入院をしていただくためには、まず「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けていただくことが必要です。受給者証には、利用するサービスの種類、サービスを利用するための自己負担額が記載されます。

自己負担の内訳は、介護給付費及び療養介護医療費、食事療養費があり、負担する額は本人の所得等によって変わります。

受給者証の交付を申請する窓口は、市町村の障害福祉の窓口になります。

2. 成年後見人の申し立て

20歳以上で意思の疎通が難しい方、利用者本人が契約という法律行為が難しい方につきましては、利用者の権利、利益を守るために成年後見人との契約になりますので、家庭裁判所に成年後見人の申立を行っていただいております。

3. 病院との契約、個別支援計画のご説明

障害福祉サービス受給者証の交付を受けられますと、病院との契約を結ぶことができます。18歳、19歳の方は保護者と、20歳以上の方は成年後見人との契約になります。契約の際は、契約書及び重要事項説明書により契約内容の説明をいたします。

また、併せて病棟看護師、療育指導室スタッフより個別支援計画の説明をいたします。これは、利用者の健康状態や医療・看護・療育等の実施計画及び結果評価、利用者や保護者もしくは成年後見人のご要望等が記載されているものです。

契約内容・個別支援計画等の説明を納得され、契約書に署名、捺印することにより、契約が成立します。

なお、個別支援計画の作成をするため、事前に質問などをさせていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

契約の際には、印鑑が必要になりますので、お忘れのないようにお願いします。

4. 入院時に必要なもの

- ① 障害福祉サービス受給者証
- ② 身障者手帳、療育手帳
- ③ 健康保険証
- ④ 利用者の印鑑、保護者もしくは成年後見人の印鑑
- ⑤ 医療証（重度心身障害者医療受給資格者証）
- ⑥ 標準負担額減額認定証（該当する方）
- ⑦ 利用者名義の預金通帳（ゆうちょ銀行、佐賀銀行）
- ⑧ 服薬、経管栄養剤、衣類及び本人に必要な日用品
- ⑨ 入院申込書、身元引受書兼診療費等支払保証書、入院経歴確認票又は退院証明書
- ⑩ 成年後見人として選任されたことが分かる書類（20歳以上の方）

5. 入院費とそのお支払いについて

毎月負担していただく入院費の中には、介護給付費及び療養介護医療費、食事療養費の他に日用品費があります。

日用品費の内容は、歯ブラシ、歯磨き粉、シャンプー、散髪代等であり、日用品費の合計が1万円を超える場合は、超えた分の負担が発生します。H30.4月現在、紙おむつ代（2,200円）、洗濯代（1,200円）として毎月3,400円徴収しております。

入院費のお支払いについては、原則として、利用者名義の預金通帳から自動引き落としをお願いしておりますが、窓口での現金支払いでも結構です。

※引き落とし日は毎月22日です（土日祝日を除く）。1回の引き落としにつき、手数料がかかります。

6. 医療費助成制度について

障害福祉サービス受給者証に記載されている、「療養介護医療」で負担した金額（療養介護医療費）については申請すれば払い戻しされます。

療養介護医療費の助成を受けることができるのは、以下のいずれかの項目に該当する方となります。

- ① 身体障害者手帳1級、または2級
- ② 療育手帳A1、A2
- ③ 身体障害者手帳3級で療育手帳B1

この助成を受けるためには「医療証」もしくは「重度心身障害者医療受給資格者証」が必要です。申請窓口は、障害福祉サービス受給者証を発行した市町村の障害福祉の窓口となります。

払い戻しを受けるためには、当院が発行する領収書（コピーも可）を添えて市町村に提出してください。

資格者証の交付を受ける前に発生した医療費については助成の対象とはなりませんのでご注意ください。

7. 食事療養費の標準負担額減額認定証の申請（該当する方）

世帯が非課税世帯に該当する場合は入院中の食事療養費の減額を受けることが出来ます。

例)

一般の食事療養費の負担額は、1食460円（H30.4月～）です。

世帯全員が市町村民税非課税の世帯では

入院90日未満：1食210円

入院91日以上：1食160円 となります。

※健康保険の種類によって手続き先が異なりますので、保険証を確認の上手続きを行ってください。

※所得要件や年齢によって減額される額は異なります。

8. その他

何かご不明な点がございましたら、下記担当者までお問い合わせください。

問い合わせ先

独立行政法人国立病院機構東佐賀病院

療育指導室長（内線459）

TEL：0942-94-2048